

*South China - Asia Business Report*Vol. **46**
October
2015**華南・アジア** ビジネスレポート*CONTENTS***Briefs & Editorial****Topics**

華南における越境 EC ビジネスの現状と展望	3
深汕特別合作区 ～深圳市都市再開発に伴う移転候補地～	7

Regional Business**Malaysia**

GST 導入後の状況	9
------------	---

Vietnam

労働許可証およびビザ取得の最新法令と実務の解説	13
-------------------------	----

India インドの税制 [55]

インドにおける個人所得税法とブラックマネー法	19
------------------------	----

China

「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)」の解説 ～広東省自由貿易試験区を中心に～	22
--	----

Hong Kong

香港の統括会社の動向と統括会社税制	26
-------------------	----

Taiwan

房地合一税制(建物土地合一税制)	30
------------------	----

Macro Economy

アジア経済情報: アジア経済概況	34
------------------	----

Briefs

Topics

華南における越境 EC ビジネスの現状と展望

国境を越え、モノを売りたい企業と、海外の消費者を結びつける越境 E コマース (EC) が中国で脚光を浴びている。企業にとっては新たな市場開拓ツールとして、消費者にとっては海外の高品質な製品を割安に入手できる手段として、その取引ボリュームは右肩上がりの伸びとなっている。

かかる状況下、華南地域で昨今、話題を集めているのが、インターネットを通じたオンラインによる販売と、オフラインによる展示・販売を組み合わせ、自由貿易試験区での越境 EC スキームだ。ここでは、越境 EC の概要とともに、自由貿易試験区における越境 EC スキームも含め、日本企業にとって検討可能な越境 EC 事業戦略について考察する。

**深汕特別合作区～深圳市都市再開発に伴う移転候補地～**

世界の工場を支えてきた中国広東省深圳市では、近年の都市化に伴い、労働集約型企業を中心に移転を迫られるケースが相次いでいる。こうした企業の受け皿として、深圳市の東、同省汕尾市に設立されたのが、深汕特別合作区である。

深圳、汕尾両市の協同管理の下、外資企業も含め製造企業の新天地として期待される同合作区について、その投資環境と移転企業に対する財政支援策などについて紹介する。

Regional Business

**GST 導入後の状況**

マレーシアで GST (Goods and Service Tax=物品・サービス税) が導入されてから半年が経過した。導入前から懸念されていた通り、GST 還付の遅れから資金繰りに影響が出るなど、企業経営にも少なからず混乱が生じている。ここでは、GST 還付遅延の背景と対策のほか、導入後に公表された免税措置の詳細などについて解説する。

**労働許可証およびビザ取得の最新法令と実務の解説**

ベトナムでは年々、外国人労働者の労働許可証およびビザ取得にかかる要件が厳格化している。労働

許可証とビザの取得に必要な証明資料や申請フロー、さらに申請に際しての留意点などについて、最新法令と事例をもとに説明する。特にベトナムにおいては、法律に明記されていなかったり、地方によって対応が異なるケースもみられるため、十分な準備と最新情報の収集をお勧めしたい。

**インドの税制 [55] インドにおける個人所得税法とブラックマネー法**

インド個人所得税法上、「通常の居住者」に認定された納税者は、外国人駐在員であっても全世界所得に対してインドで課税される。これに加え、今年7月に施行されたブラックマネー法を受け、未開示の外国資産や無申告の海外所得がある場合、罰金や刑が科される可能性が浮上している。ブラックマネー法は十分

な対策をとることで処罰対象となるリスクを下げる事が可能であるが、納税者や企業の説明責任が拡大する可能性もあるため、駐在員を置く企業においては適切な準備・対応を心がける必要がある。

「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)」の解説～広東省自由貿易試験区を中心に～

中国における新たな規制緩和・対外開放政策の試行地域として登場した自由貿易試験区(自貿区)。全国4つの自貿区のうち、広東自貿区では香港やマカオとの連携強化に重点を置きながら、さまざまな革新的施策・措置が導入されつつある。広東自貿区の全体方案の中から、外資企業にとって重要なポイントを紹介する。

香港の統括会社の動向と統括会社税制

香港における統括拠点の動向を概観するとともに、日本のタックス・ヘイブン対策税制における統括会社の要件など足元の課題について取り上げる。当該要件を充足させること、さらに統括会社を維持するためのコストや人材確保が課題となっている企業は多いが、統括会社への機能集約や権限委譲によるグループとしての効率的な経営に向け、香港を活用する企業が増えることを期待したい。

房地合一税制(建物土地合一税制)

従前、台湾では建物の売却益は所得税の対象とされる一方、土地の売却益は贅沢税の対象とされていた。これらを一本化する房地合一税制が16年から施行されることとなり、大きな話題となっている。房地合一税制の概要と当該税制にかかる主な質問と回答をまとめた。

Macro Economy

アジア経済情報: アジア経済概況

2015年4～6月期のアジア経済は総じて減速傾向となった。8月には人民元の実質的切り下げを受け、アジア市場が大きく動揺し、多くの国で通貨安圧力が強まった。通貨安は輸出振興につながる半面、世界経済の先行き不安からリスク回避の動きが強まり、大幅な通貨安に至れば、特にインドネシア、マレーシア、ベトナムへの悪影響が大きくなる可能性には留意が必要だ。

16年までを展望すると、輸出の大幅な加速は期待しにくく、内需も徐々にペースダウンするとみている。以上の点を踏まえ、15年の実質GDP成長率は中国が+6.9%、NIEsが+2.0%、ASEAN5が+4.4%、インドが+7.4%、16年は中国が+6.6%、NIEsが+2.4%、ASEAN5が+4.3%、インドが+7.7%と予測した。

Editorial

香港の行政長官選挙をめぐる、デモ隊が中心部の幹線道路などを2カ月以上にわたって占拠した民主派の抗議運動「雨傘運動」から1年。デモ隊に催涙弾が打ち込まれる様子に憤りを感じ、一時は数万人規模に膨れ上がった抗議運動も、市民生活への影響から徐々に求心力をなくし、このほど行われた1周年記念集会も、比較的冷静に受け止めた市民が多かったようです。何事もスピード重視の香港市民にとっては、のどもと過ぎれば、ということなのかもしれません。

さて今年も残すところあと3カ月となりました。アジアに目を向ければ、11月にはミャンマーの総選挙が予定されているほか、年が明けた2016年にはフィリピンの大統領選挙が5月に控えているほか、タイの総選挙も秋には実施される見込みと、来年は政治の年となりそうな気配です。少なからずビジネスに影響を与える各国の政情にも目を配りながら、年末に発足するアセアン共同体(AEC)の方向性を見据えつつ、来年以降の戦略を考える、悩ましい時が来たようです。



華南における 越境 EC ビジネスの現状と展望

張 玉美 みずほ銀行 香港営業第1部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

インターネット人口が堅調に増加している中国では、旺盛な消費意欲の後押しを受け、割安な価格で海外の高品質な商品を購入できる越境Eコマース(EC)の市場規模が急速に拡大している。なかでも、華南地域にある広東自由貿易試験区(以下、自貿区)内では昨今、自貿区の保税機能を活用した越境ECモールが相次いで開設され、「香港に行かなくても、海外製品を安く買える」と消費者の人気を呼んでいる。中国国内販売を展望する企業にとって新たな販売チャネルとして期待される越境ECの現状と展望について考察する。

盛り上がる越境EC

経済産業省によると、中国越境EC市場の規模(実績ベース)は2014年の1.2兆円から、18年には14年比2.3倍の2.8兆円に拡大¹、日本の10倍近くに成長する見通しである(図表1)。

他方、広東省ではこれまで、ボーダーを挟んで隣接する香港で日用品などを購入して中国本土で転売する「運び屋」が、安心・安全な海外商品を求める本土消費者の需要を満たしていた。しかし、運び屋の横行で粉ミルクなど一部の商品が品不足に陥るなど香港市民の消費生活に影響を与えるようになったことを受け、深圳市は15年4月13日から、マルチビザによる市民の訪問を週1回に制限した。

そこで、未だ旺盛な本土消費者の買い物需要を取り組むため、中国政府の政策的後押しを受け、

図表1: 中国越境BtoC EC市場規模推計と内訳



*注: データは3カ国各国におけるその他の2カ国からの越境ECのみ。
出所: 経済産業省「平成26年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備」

広東自貿区を中心に急展開しているのが越境ECと自貿区の保税機能を組み合わせた体験型越境ECモールでの輸入品展示販売である(次頁図表2)。

例えば、香港の大手宝飾チェーン、周大福は7月28日、深圳市前海の自貿区内に香港ブランドを中

¹ 経済産業省「平成26年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備」(平成27年5月)

心とした輸入商品の展示販売場「前海港貨ショッピングセンター」の開発権を落札。10年間の経営権を取得し、年末までに同ショッピングセンターをオープンさせる予定だ。また、中資系香港企業である招商局グループもこのほど、同じ前海で高級商品を中心とした国別のショッピングモールを開発すると発表し、一部のモールはすでにソフトオープンして営業を始めている。

図表2: 広東省内の主な越境 EC モール

名称	所在地
騰邦国際越境保税購物中心	深圳市前海
風信子南沙越境商品直購体験中心	広州市南沙
e 万家越境電商体験店	深圳市前海
広東南沙(奥園)越境電商展示交易中心	広州市南沙

(資料)各 EC モール、報道等よりみずほ作成

越境 EC のメリット

こうした越境 EC が盛り上がる理由は、以下のメリットに集約される。

まずは、消費者にとって割安な価格で海外製品を購入できることだ。越境 EC は消費者の個人輸入として取り扱われるため、一般貿易の場合に課せられる関税、増値税、消費税の代わりに、税率の低い小包税(行郵税)のみが課せられる²(図表3)。また、税務上の優遇措置(税額が 50 元以下なら免税)も享受可能である。例えば、中国人消費者に人気の粉ミルクの場合、500 円以内の購入であれば小包税は 10%のため 50 元以下となり、免税措置が適用される(図表4)。

事業者側にとってもメリットがある。越境 EC を通じた販売であれば、製品を注文し、中国に輸入するのは個人であるため、販売のための現地法人設立や許認可取得などを経ることなく消費者に直接販売することが可能となる。また、保税倉庫を活用することで、人気の高い定番商品を一定数量あらかじめまとめて区内の保税倉庫に輸出するこ

図表3: 越境 EC と一般貿易との比較

	一般貿易	越境 EC (B to C)
定義	国境を越えて物を売買すること	インターネットを使い、国境を越えて物を売買すること
輸入形態	一般貿易	個人輸入
特徴	代理店、小売店など複数の事業者が介在	ネット上のプラットフォームを活用し、複数の事業者が介在することなく販売可能
商品	貿易貨物として取り扱い	郵便物、手荷物として取り扱い
税金	関税、消費税、増値税	行郵税(=小包税)

図表4: 商品別の各税率の比較

商品	一般貿易			越境 EC 個人物品 行郵税
	関税 (最恵国)	一般貿易 増値税	消費税	
化粧品	10%	17%	30%	50%
高級腕時計	11%	17%	20%	30%
スーツケース、鞆	20%	17%	-	10%
靴	15%	17%	-	20%
衣服類	14-17%	17%	-	20%
電子製品	10%	17%	-	10%
ミルク	10%	17%	-	10%
アクセサリ	10%	17%	-	10%
個人用運動機材	12-14%	17%	-	10%
海外特産品	10%	17%	-	10%

(資料)中国税関総署等

² 小包税の適用は、使用目的が個人用であることや合理的な数量であることのほか、購入額が一人あたり 1,000 元/回(年間 2 万元枠)までの制限有り。

とでコストの削減も可能になるほか、消費者からの注文に応じた配送も迅速手配できるため、顧客満足度を引き上げる効果も期待できる。

中国越境 EC ビジネスにおける事業戦略オプション

上述のとおり、中国における越境 EC ビジネスの展開は日本企業にとっても、中国市場の開拓、さらには販売機会と自社ブランドの展開拡大につながる新たな販路になる可能性を秘めているといえる。さらに、越境 EC については中国政府も政策的に後押ししており、深圳、広州を含む全国7カ所の越境 EC モデル地域内で、税関措置最適化、検査検疫の関連措置の整備、輸出入の税制の規範化といっ

た政策および監督管理体系の確立を目指している。

では、中国での越境 EC ビジネスにおける日本企業の事業戦略にどのような選択肢があるのか、以下図表5のように整理してみた。

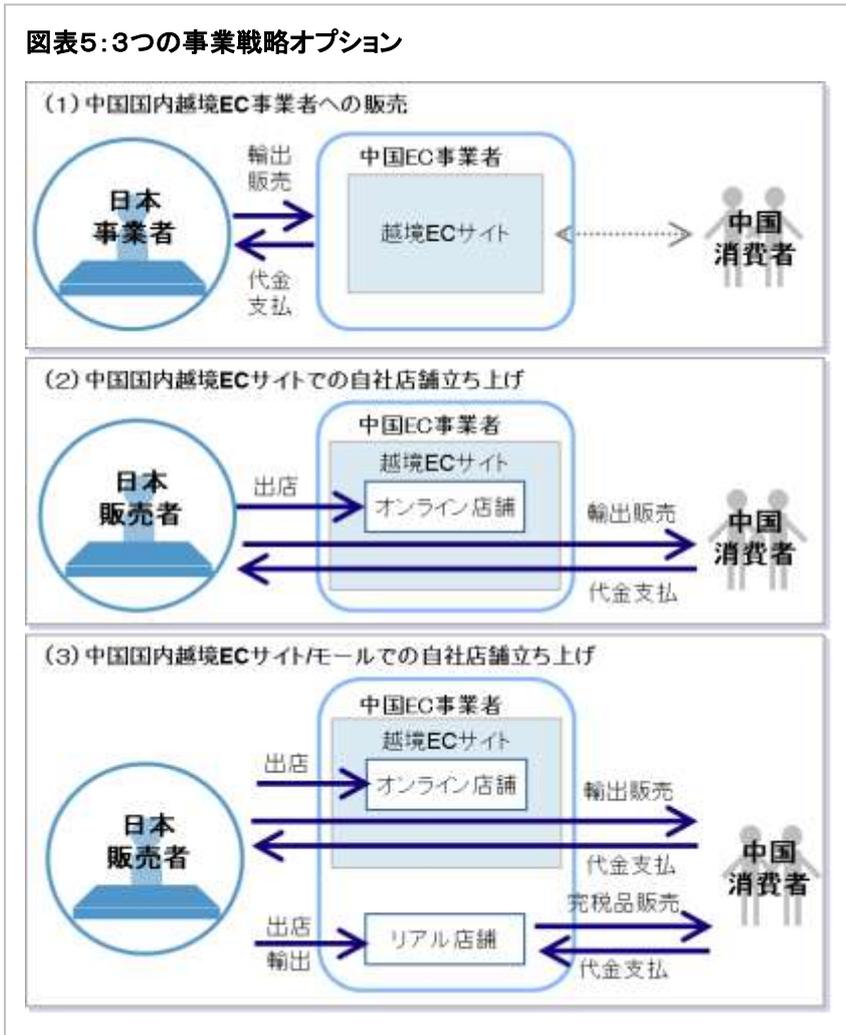
(1)中国国内越境 EC 事業者への販売

日本企業にとって最も簡便なのは、中国国内の越境 EC 事業者に商品を販売する方法である。日本企業は、越境 EC サイトの運営事業者に商品を販売すれば、あとは中国側事業者が保税エリアに有する保税倉庫内に在庫として抱え、注文を受けたら直ちに中国全土に配送する。日本企業にとっ

は中国国内に現地法人を設ける必要もなく、在庫を抱える必要もないため、ビジネス上のハードルが低く、体力・コストが限られた中小規模の事業者や、新製品のマーケティングなどに際して活用しやすいといった利点が考えられる。

(2)中国国内越境 EC サイトでの自社店舗立ち上げ

次に考えられるのは、中国国内の越境 EC サイトに自社仮想店舗を立ち上げる方法である。これは、自社ブランドにある程度の知名度や集客力があるなど、比較的規模が大きい日本企業に適していると考えられる。自社店舗であれば、ブランドイメージの統一や自社の販売戦略に沿



った臨機応変な対応、さらには顧客情報の収集などが可能である半面、運営コストや在庫リスクなどの面で(1)のビジネスモデルよりややハードルが高くなる。

(3) 中国国内越境 EC サイト/モールでの自社店舗立ち上げ

冒頭で述べたとおり、昨今最も注目を浴びているのは、体験型越境 EC モールにリアル店舗を設ける O2O (Online to Offline) 越境 EC スキームである。リアル店舗での展示と、オンライン店舗での販売を組み合わせ、相乗効果を狙っているのが特徴だ。オンライン店舗での販売は(1)や(2)と同様だが、リアル店舗では、関税などを納付済みの輸入品(完税品)を直接販売するとともに、保税品(ネット上でのみ購入可能な製品)の展示も行う。完税品の場合、消費者は希望する製品があればその場で決済し、持ち帰ることができるが、一般貿易扱いで輸入

されているため、税コスト低減メリットはない。一方、保税品の場合、消費者は手続き上、オンラインで注文し、個人輸入するため、税メリットが享受できる半面、商品は後日宅配される。事業者はモール運営事業者への販売(委託)、あるいは自社店舗出店により、参入が可能だ。

もちろん、上述したビジネススキームはいずれも単純化したパターンであり、実際には、日本企業と越境 EC モールとの間の契約形態により、さまざまな方法が成り立つ。また、越境 EC ビジネスの拡大・発展が見込まれるとはいえ、足元ではまだ発展途上の段階にあり、政府による規制の動向にも注意を払う必要がある。越境 EC ビジネスを検討する際は、EC を通じた中国での市場開拓をどのように進めていくのか、自社の経営方針などとすり合わせつつ、各越境 EC スキームを比較しながら、メリット・デメリットを整理し、慎重に検討する必要があるだろう。

Topics



深汕特別合作区

～深圳市都市再開発に伴う移転候補地～

游 君 姪 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー 課

1980年8月に経済特区に指定されてから、今年で35周年を迎えた深圳市は、中国の改革・開放のモデル地域と位置付けられ、多くの外資企業が拠点を置き、中国の経済発展を支えてきた。一方で、都市化の進展に伴い、古くから市内で操業する工場などを中心に、移転を迫られるケースが後を絶たない。ここでは、それら企業の受け入れ先候補とされる「深汕特別合作区」について紹介する。

深汕特別合作区とは

深汕特別合作区は、労働集約型企業などの移転先として広東省汕尾市に設立された「深圳汕尾産業移転工業園」を基に、2011年5月、広東省政府により正式に承認された中国初の特別合作区である。汕尾市西部にある4つの鎮を合わせた計468.3km²のエリアで、行政単位ではないものの、深圳と汕尾の両市による共同管理の下、地級市

管理権限を有しているのが特徴だ(図表1)。

深汕特別合作区へは、深圳中心部から120km、同市東部の塩田港からであれば深汕高速で1時間程度の距離にあり、年内に予定される潮莞(潮州-東莞)高速完成後は東莞からのアクセスも向上する見通しだ。

最寄りの汕尾港は一級港湾で、保税エリアがあり、冷凍品の取扱も可能となっている。さらに現在計画中の汕尾新港には10万トン超級のバース8～10個が建設される予定だ。

同区への投資コストを深圳市と比べると、図表2の通り、かなり割安であることが分かる。また、企業の移転を奨励する財政支援策や基金の整備、行政費用の免除措置なども講じられるなど、当局による手厚い支援策があるのも同区の特徴であろう。

【図表1】深汕特別合作区の位置



(資料)深汕特別合作区ホームページ

【図表2】深汕特別合作区と深圳市の主要投資コスト比較

項目	深汕合作区	深圳	備考
工場賃貸料金 m ² /月	7 元～	宝安区等郊外 18 元～ 深圳市内 30 元程度	標準工場経営集団による建設・賃貸管理
貨物運輸料 (コンテナ)	2,000 元/20 フィート 2,200 元/40 フィート	ほぼ同水準	汕尾～深圳口岸まで
大規模工業用 電気	0.6265 元/KWH ピーク時も同様	0.6256 元/KWH ピーク時 0.8205 元/KWH	
工業用水/m ³	1.90 元	3.35 元	
法定最低賃金/ (一般ワーカー コスト)	1,010 元/月 (平均 2,500～3,000 元/月)	2,030 元/月 (平均 4,000～5,000 元/月)	
土地	280 元/m ² 、約 18～19 元万/ムー	750 元～/m ² 、約 50 万元～/ムー	
税関	汕尾税関	深圳税関	汕尾・深圳の両税関とも利用可能
その他: 深汕特別合作区内で 2016 年内に保税物流園を建設・完成予定。塩田港集団が運営。また、条件が合えば、深圳市社会保険の加入、深圳市戸籍の取得可。			

(資料) 汕尾特別合作区提供資料、区管理委員会へのヒアリングよりみずほ作成

深汕特別合作区には 14 年末までに、インフラ関連や水産・食品加工などの約 300 社が進出を果たしている。サプライチェーンはまだ発展途上であるものの、既に深圳から移転し、生産を開始している台湾や香港系企業もあり、視察や投資に向け商談中の日系企業もあるという。



深汕特別合作区内

最後に

深汕特別合作区は移転後の工場の維持・運営コストの安さ、また深圳市に近いといった地理的利便性にも恵まれているため、日系企業の移転先として十分に検討可能な圏内にあると言える。さらに、汕尾市、深圳市、広東省の産業優遇政策を享受、活用できれば、厳しい経営環境の中でもコストダウンを図る余地はあろう。

深圳市の有する管理システムや政策、人材、成功経験をスムーズに転用するには今しばらくの時間が必要ではあるものの、政策的支援を最大限に活用し、同区が大きく発展することに期待したい。

Business 【Malaysia】



GST 導入後の状況

岡島 伸宏 SCS Global Consulting (M) Sdn. Bhd.

現在の概況

2015年4月1日より、GST(Goods and Services Tax=物品・サービス税)が導入された。

導入前から GST の理解が国民へ充分浸透していなかったこともあり、導入後約半年の間に、マレーシア非居住者に対する Agent¹登録がスムーズに進まず商流の変更を余儀なくされたり、GST 還付に時間を要し資金繰りへの影響が生じている企業が少なからず存在するなどの混乱が発生している。また、実務上不合理な規定や、規定に明記されておらず取り扱いが不明確な取引、事象については、RMC(Royal Malaysia Customs=マレーシア税関)等からの通達などに解消される方向にあるが、依然不十分な状況である。したがって、今後も通達等により GST 制度の改正が想定されるため、RCM からの発表に留意する必要がある。

今回は、企業経営に特に影響のある GST 還付の状況、および RMC からの通達により取り扱いが明確になった事項のうち、重要なものについて解説する。

GST 還付について

GST 申告を電子申告している場合は申告から 14 日以内、郵送や窓口で申告している場合は 21 日以内

内に、GST 還付を受けることができると規定されているが、実際には申告から還付まで数カ月を要しており、資金繰りに影響が生じている事例が少なくない。

RCM は、GST が還付される企業に対して、初回還付を実施する前に、原則として調査を行っている。調査に際しては一般的に、申告対象期間の Input-tax・Output-tax の取引リスト、Tax Invoice、K1フォームや K2フォームなどの輸出入関係書類を含め、保管が義務付けられる書類の提出を求め、その後、必要に応じてヒアリング等を行う。調査期間は、1週間から1カ月程度である。提出を求められた書類がスムーズに提出できない場合には、調査遅延の要因となるため、保管義務のある書類は、提出が求められた場合には直ちに提出できるようにしておく必要がある。

RCM による還付承認後の実際の GST 還付についてもスムーズとはいえず、承認から2~3カ月経過してから還付を受ける場合も存在する。

還付金額が多額な企業、初回調査がスムーズでなかった企業などに対しては、RCM の調査が複数回行われている事例も存在する。

¹ GST が課税されるマレーシア非居住者に代わり、GST 納付等を実施する代理人のこと。

通達等により取り扱いが明確になった事項**1. FIZ 企業・LMW 企業に対する GST 免税措置**

FIZ (Free Industrial Zone) 企業、および LMW(Licensed Manufacturing Warehouse)企業に対する GST 免税措置が7月8日付けで財務省 (Ministry of Finance)より公表され、15年7月15日以降、有効となった。当該免税措置の内容は以下のとおりである。

(1) 港湾または、空港 FCZ(Free Commercial Zone)内に所在する FIZ 企業による物品の輸入、供給または移動の場合

- ① 港湾、空港 FCZ 内 FIZ 企業が物品を輸入する場合、輸入時の GST の支払が免除される。
- ② 港湾、空港 FCZ 内 FIZ 企業が同一 FCZ 内の民間企業に物品の供給を行う場合、GST 課税が免除される。
- ③ 港湾、空港 FCZ 内 FIZ 企業が、港湾、空港の外部に所在する FIZ 企業に物品の供給を行う場合、GST の課税が免除されるが、Section 56(3)GST ACT2014に基づく免除である旨を記載した Tax Invoice を発行する必要がある。

(2) 港湾または、空港の外部に所在する FIZ 企業による物品の供給の場合

- ① 港湾、空港の外部に所在する FIZ 企業が港湾、空港の外部に所在する別の FIZ 企業に物品の供給を行う場合、GST の課税が免除される。

② 港湾、空港の外部に所在する FIZ 企業が、LMW 企業に物品の供給を行う場合、GST の課税が免除される。

(3) LMW 企業による物品の供給の場合

- ① LMW 企業が別の LMW 企業に対して物品を供給する場合、GST の課税が免除される。
- ② LMW 企業が港湾または空港の外部に所在する FIZ 企業に対して物品の供給を行う場合、GST の課税が免除される。

LMW 企業が物品を輸入する場合については、今回の免税措置の対象となっていない。したがって、ATS(Approved Trader Scheme)等の特別なステータスを保有しない場合には、輸入時に Input-tax 支払免除を受けることができない。また、LMW 企業間の取引に商社等の国内企業が介在する場合も国内取引として GST が発生する点には留意が必要である。

2. 貸倒債権控除

課税事業者が、物品またはサービスの取引日から6カ月経過しても当該供給に対する債権の回収を受けていない場合、当該債権に係る Output-tax を控除することができる。貸倒債権控除は取引日から6カ月経過時点で直ちに行う必要がある。

例えば、16年1月に発行した Tax Invoice の6カ月経過時点は同年6月であり、翌7月に行う同年6月度に関する GST 申告 (GST-03) の中で Output-tax の控除を行うことになる。貸倒債権控除を行った債権が回収された場合には、改めて回収時に Output-tax を計上することになる。

なお、6カ月経過時点で直ちに貸倒債権控除を行わず、後日、貸倒債権控除を行う場合には、6カ月経過時点から5日以内にRMC長官に通知しなければならない。

3. 水道・光熱費に係る GST の取り扱い

不動産オーナー名義の水道・光熱費請求に係る GST の取り扱いが明確となった。

GST 登録事業者は、事業者自身名義の Tax Invoice を Input-tax として ITC (Input tax Credit 仕入税額控除) することができる。したがって、不動産のテナントは、本来オーナー名義の水道・光熱費に関する請求の名義を自己の名義に変更しない限り、ITC が認められないことになる。

経過措置として、16 年3月 31 日までの期間、下記①～⑤の条件をすべて満たす場合にはオーナー名義で請求される水道・光熱費についても、テナントの ITC が認められた。

- ① オーナーが GST 登録事業者ではないこと
- ② オーナーおよびテナント双方の署名済みの賃貸借契約書があること
- ③ 当該賃貸借契約書、またはオーナーおよびテナント双方に署名された書面に、「水道・光熱費に係る Input-tax は、テナントのみが ITC として控除することができ、オーナーが GST 登録事業者となった場合、テナントの ITC が認められない」旨を記載していること
- ④ テナントが水道・光熱費の請求に関する記録を保管していること

- ⑤ オーナーが GST 登録事業者となった時点で、テナントは水道・光熱費に係る GST の ITC を中止すること

オーナーが課税事業者となった場合は、通常の GST ルールに従い、テナントに対して Tax Invoice を発行し、テナントに GST を賦課する必要がある。当該 Tax Invoice に水道・光熱費が含まれるため、テナントは水道・光熱費に係る GST を ITC の対象とすることができる。

4. 発行する Invoice の種類

①「Tax Invoice」を発行する場合

課税事業者は、課税対象となる物品またはサービスの提供を行う場合、「Tax Invoice」を発行する必要がある。

免税 (disregarded、または granted relief) となる課税取引の場合にも、「Tax Invoice」を発行する必要があり、「Tax Invoice」の中に、免税 (disregarded、または granted relief) 取引であり、GST がない (NIL) ことを明示することを明らかにした。

②「Invoice」を発行する場合

課税対象外取引 (out of scope)、免税 (exempt) 取引の場合には、「Tax Invoice」を発行してはならず、「Invoice」を発行する必要がある。

5. 贈呈品の取扱い

500 リンギ以上の物品を贈与する場合において、当該物品購入に伴う Input-tax を計上していない場合、Output-tax の計上要否が不明確であったが、

Input-tax の計上有無を問わず、Output-tax を計上する必要があることが明確にされた。

現時点においても、規定上取り扱いが不明確な取引等は少なからず存在する。このような場合、RCM に個別に直接照会し、文書により回答を入手し、回答に従った処理を行うことも選択肢のひとつである。



岡島 伸宏
(おかじま のぶひろ)

公認会計士(日本)
SCS Global Consulting (M)
Sdn. Bhd.

慶應義塾大学商学部卒業。中堅会計事務所にて法定監査、新規株式公開、財務コンサルティングを担当。2008年1月より、SCS Globalに参画、シンガポールにおいて日系企業の会計、財務、税務、法務及び業務拡大にかかるコンサルティングに携わる。09年からマレーシアに異動。マレーシア法人の取締役として、マレーシアで業務展開をしている日系企業に対して幅広いサービスを提供して、現在に至る。



【Vietnam】

労働許可証およびビザ取得の 最新法令と実務の解説

チャン グエン チュン、ファム ティ ウット I-GLOCAL CO., LTD.

1. はじめに

外国人労働者がベトナムに赴任する際、最初の手続きとして労働許可証およびビザの取得申請を行わなければならない。2013年の改正労働法により、労働許可証の取得要件は厳しくなっている。また、以前は外国人はベトナム入国のビザを簡単に取得できていたが、15年1月施行の改正出入国管理法によりビザの取得も厳しくなった。更に、ベトナムの特徴である縦割り行政により、当局による各種手続きをまとめた案内がまだ広まっておらず、一部の地方ではそのような案内があっても単独で来越している外国人には知る機会がないケースもよく見受けられる。本稿では労働許可証とビザ取得に関する最新法令を統括的に解説し、実務事例を取り上げて、効率的な取得手続きを説明する。

2. 労働許許可証

2.1. 労働許可証の取得

改正労働法第169条に基づき、外国人がベトナムで就労できる条件の一つとしてベトナムの国家管轄機関が発給した労働許可証を保有している必要がある。そのため、基本的には、労働許可証がなければベトナムで就労できない。つまり、ベトナムに赴任する前に、労働許可証を取得しておく必要がある。

◆労働許可証の取得パターン

一般的には以下の3つがある。

- ① 親会社からの出向（社内異動）
- ② 現地採用
- ③ 業務委託契約に基づく派遣

このうち、パターン①で申請するためには、外国人労働者が親会社に12カ月以上勤務した実績が必要である。実務上では、親会社ではなく、グループ会社で12カ月以上勤務した外国人がこのパターンで申請できたケースもある。

パターン②は現地で採用される外国人、もしくは親会社から出向したが親会社での勤務期間が12カ月未満の外国人に適用される。後者に対しては、社内的には出向の扱いとしても良いが、労働許可証を申請する際に、現地採用として行う。また、労働許可証を取得してから、現地法人と雇用契約を締結し、契約のコピーを労働機関¹に提出しなければならない。

なお、パターン③は生産委託契約に基づく品質管理や設備、機械販売契約に基づく据え付けの指導等を行うために、ベトナムに赴任する外国人労働

¹ 労働許可証発行機関を指し、工業団地内であれば工業団地管理委員会、工業団地以外であれば労働局となる。

者に適用される。

◆外国人の職位と証明資料

上記3つのいずれのパターンで労働許可証を申請しても、外国人が申請可能な職位は管理者、専門家、技術者のみである。この3つの職位に関して適切なスキルを有している旨の証明資料は以下のとおりである。

- 管理者については、管理職の実務経験がなければならない。法律上では、管理経験が何年間必要と明確に定められていないが、実務上は2年以上の実務経験があれば申請しやすい。
- 専門家については、外国で専門家としての資格を有している、大学以上の教育機関から学位を取得している、もしくは専門領域について5年以上の実務経験がなければならない。取得学位および実務経験は申請職務と同じ分野である必要がある。
- 技術者については、外国で1年以上の研修経験があつて、かつ3年以上の実務経験がなければならない。

上記の要件を踏まえて、適切な外国人を出向・採用・派遣することが重要である。

◆労働許可証申請の流れ

以前は労働許可証申請に必要な書類を準備できたら直ちに労働機関に提出することができたが、現在は以下の2つのステップを踏まなければならない。

ステップ1: 外国人労働者雇用についての人民

委員会の承認申請

ベトナム政府はベトナム人労働者の雇用を優先する方針を示しているため、外国人労働者を雇用する前に、その仕事が本当にベトナム人にはできず外国人を雇用しなければならないか、人民委員会が判断して、承認する。本手続きは地方によって2週間～3週間程度かかるため、できれば、年始に外国人労働者雇用計画を立て、一回にまとめて人民委員会に申請しておいたほうが良い。

また、地方によって人民委員会が直接企業の申請書を受理せず、労働局または工業団地委員会に委任して、書類提出先が委任された機関となるケースもあるので、確認する必要がある。

ステップ2: 労働許可証の本申請

人民委員会の承認をもらってから、その承認書を個別の外国人労働者の申請書類一式と合わせて、少なくとも就労開始日の15営業日前までに労働機関に提出する。申請書類を提出してから10営業日後に、結果が判明する。

本申請の提出書類リストは場合によって異なるが、基本的には以下のとおりである。

- ① 労働許可証申請書(所定フォームあり)
- ② 証明写真(2枚、サイズ:4cm x 6cm、背景白、メガネをかけない)
- ③ パスポートの公証コピー
- ④ 健康診断証明書

法律上、健康診断証明書はベトナムでの指定病院、もしくは海外の病院より発行されるものである。ただし、海外の病院より発行される健康診断証明書に対して、公証手続きを行って、ベトナム語への翻訳が必要である。また、「就労するための健康条件を満たす」などの医師による結論が必要である。

⑤ 無犯罪証明書

日本で発行された無犯罪証明書に加えて、ベトナムで滞在した、または滞在している外国人についてはベトナムで発行された無犯罪証明書も必要である。法律上では、一日でも滞在歴があれば、ベトナムの無犯罪証明書が必要であるが、実務上では、地方によって対応が異なる。ホーチミンの場合は、滞在した期間が6カ月未満であれば提出が不要であるが、ハノイの場合には1日でも滞在実績があれば提出が必要である。

⑥ 任命状(社内異動の場合)、または労働契約書(現地採用の場合、労働許可証取得後に提出)、あるいは業務委託契約書(業務委託契約に基づく派遣の場合)

⑦ 適切なスキルの証明資料

⑧ 申請企業の投資許可証明書(または経営登録証明書)の公証コピー

労働許可証の最大有効期間は、以前は3年だったが、現行法令では2年に短縮されている。

2.2. 労働許可証再発行

以下の場合には、労働許可証再発行の申請手続きを行う。

① 紛失、破損、記載内容の変更(パスポート番号、勤務場所)

※ 職位を変更する場合には、再発行申請ではなく、新規発行申請の手続きを行う。

② 有効期限切れ

労働許可証再発行申請に必要な書類は以下のとおりである。

- i. 再発行申請書(所定フォームあり)
- ii. 証明写真(2枚、サイズ:4cm x 6cm、背景白、メガネをかけない)
- iii. 上記①の場合には、パスポートの公証コピーおよび労働許可証の原本。上記②の場合には、労働許可証の原本(有効期限は5日間から15日間)、健康診断証明書、外国人労働者雇用についての人民委員会の承認書、任命書(社内異動の場合)あるいは業務委託契約書(業務委託契約に基づく派遣の場合)

申請書類を当局に提出してから3営業日後に結果が判明する。

2.3. 労働許可証免除

労働許可証が免除される対象は以下のとおりである。

- ① 有限会社の出資者(ポイント:あくまで「個人」出資者)
- ② 株式会社の取締役会メンバー
- ③ 国際組織、非政府組織の在ベトナムの駐在員事務所・プロジェクトの代表者(ポイント:民間企業の駐在員事務所の所長は対象外)
- ④ 販売活動のために、ベトナムに3カ月未満滞在する者(ポイント:あくまで営業目的のみで、一般の役務提供は対象外)
- ⑤ ベトナム人専門家とベトナム滞在中の外国人専門家では処理できない問題を処理するためにベトナムに3カ月未満滞在する者
- ⑥ ベトナムの弁護士法で弁護士業の許可書の発給を受けた外国人弁護士
- ⑦ ベトナムが加盟した国際条約の規定に基づく者

具体的には、社内異動パターンである外国人は以下の11サービス業界で就労する場合に、労働許可証免除対象となる。

実務サービス	通信サービス
建設サービス	流通サービス
教育サービス	環境サービス
金融サービス	医療サービス
観光サービス	文化サービス
運輸サービス	

また、上記の対象者に対しては、労働許可証が自動的に免除されるわけではなく、免除申請手続きを行う必要がある。申請に必要な書類は以下のとおりであり、少なくとも就労開始日の7営業日前までに労働機関に提出する。

◆上記①～⑥の場合:

- 労働許可証の免除申請書
- 免除対象者の個人情報
- 免除対象であることを証明する書類

◆ 上記⑦の場合:

①～⑥の場合の申請書類の他、以下の書類が追加が必要である。

- 任命書(任命期間を明記)
- 適切なスキルの証明資料
- 現地法人の設立許可書

3. ビザ/レジデンスカード

15年1月より、改正出入国管理法が有効になり、ビザおよびレジデンスカードの取得に大きな影響を与えている。以下に主な影響を説明する。

3.1. ビザ

ビザに関して、新法令による主な注意点は以下の通りである。

- ① ビザ無しで入国するために必要なパスポートの残存有効期間は6カ月以上である。
- ② ビザ無しで入国した場合、次回ビザ無しで入国するためには前回の出国日より30日以上必要。
- ③ ベトナム国内に滞在しながら、原則として異なる目的のビザへの変更は不可。
- ④ 日本で商用ビザまたは就労ビザを取得する

際は、ベトナムで事前にベトナムの出入国管理局からのビザ発給承認を取得する必要がある。

そのため、ビザ申請の流れは以下のとおりとなる。

ステップ1: ベトナムの出入国管理局にビザ発給承認申請

申請書類は地方によって異なるが、基本的な書類は、ビザ発給承認申請書、受入企業からの招聘状、現地法人の法的代表者の署名および社印確認書、現地法人の設立許可書および印鑑証明書である。

本ステップは1週間～10日程度かかる。

ステップ2: 日本、または外国にあるベトナム大使館/総領事館にビザ発給申請

基本的な申請書類は、ベトナムの出入国管理局からのビザ発給承認、ビザ発給申請書、パスポート、証明写真である。念のため、都度当局に確認しておいた方が良い。

3.2. レジデンスカード

労働許可証を取得次第、就労ビザまたはレジデンスカードを取得することができる。就労ビザ申請の手続きは上述の通りである。また、レジデンスカード申請に基本的に必要となる書類は、レジデンスカード発行申請書、現地法人の法的代表者の署名および社印確認書、現地法人の設立許可書および印鑑証明書、労働許可証の原本、証明写真、パスポートの原本および公安局の一時滞在確認書である。

なお、レジデンスカードを申請する際に、以下の点にご注意いただきたい。

- ① パスポートの残存有効期限が1年以上の場合のみ申請可能(それ以下の場合、ビザのみ申請可能)。
- ② パスポートの残存有効期限と労働許可証期間の短い方の期間で発行される。
- ③ 家族のレジデンスカードを申請する場合、戸籍謄本が必要。

レジデンスカード申請はベトナム国内で行う必要があり、法律上では就労ビザ(LD号)からのみ切り替えることができる。また、就労ビザの申請は労働許可証を取得済みであることが前提となっている。そのため、一番良い流れはベトナムに赴任する前に労働許可証と就労ビザを取得した上で、就労ビザでベトナムに入国し、レジデンスカードに切り替えるという方法である。

ただし、労働許可証を事前に取得することができない場合も多く、実務上、上記の方法は困難であることが多い。現在の実務上では、商用ビザ(DN号)をベトナム国内でレジデンスカードに切り替えることができる。従って、3カ月の商用ビザを取得した上で、ベトナムに入国し、労働許可証を取得して、商用ビザをレジデンスカードに切り替えるという方法も一般的である。

4. おわりに

外国人がベトナムで勤務するために、労働許可証および就労ビザもしくはレジデンスカードの2つの書類が必要である。関連法律は不明な点が残っており、また実務が法律と異なる内容もある。加

えて、地方によって対応が異なることもあるので、基本的な法令・実務を把握するとともに、手続きの申請書類を準備する際に、念のため地方の当局に確認しておくことにより手続きをより円滑に進めることができると思います。

※次回は第 47 号に掲載します。



TRAN NGUYEN TRUNG
(チャン グェン チュン)
I-GLOCAL CO., LTD.
Deputy General Director

1980 年生まれ。ホーチミン市工科大学在学中、国費留学生に選抜され、日本に留学。大阪大学大学院情報ネットワーク学専攻を卒業後、大手 SI ベンダーに勤務し金融系基幹システムの開発・保守に従事する。2008 年 I-GLOCAL CO., LTD. に入社し、投資、会計税務、及び各種業務構築コンサルティングを担当する。



PHAM THI UT
(ファム ティ ウット)
I-GLOCAL CO., LTD.
Consultant

1988 年生まれ。ホーチミン市貿易大学で経済学と日本語を学ぶ。卒業後、日本に短期語学留学し、ベトナムに帰国後、2011 年 I-GLOCAL 入社。多数の日系企業のベトナム進出をサポートしており、現地の人事労務分野に特化したコンサルティング業務に従事する。



【India】インドの税制 第55回

インドにおける個人所得税法と ブラックマネー法

山崎 恵美 KPMG インド デリー事務所

1. はじめに

インド個人所得税法上では納税者を3つに区分するが、そのうち「通常の居住者」に認定されると、外国人駐在員であっても全世界所得に対してインドで課税される。また、外国資産についても申告書フォーマット上で開示が要請されている。これは以前から変わらない規定である。更に、2015年7月からブラックマネー法が施行されたことにより、未開示の外国資産および無申告の海外所得がある場合には、納税、罰金、遅延利息、さらには禁錮刑・懲役刑が科される可能性が出てきたため、外国人駐在員の法令順守が極めて重要となる。今回は個人所得税法とブラックマネー法について、主に外国人駐在員が注意すべき点について言及する。なお、本文は15年9月時点の法解釈に基づいており、私見は組織の公的見解ではないことをお断りさせていただきたい。

2. インド個人所得税法上の規定

インド個人所得税法では納税者を「非居住者」「非通常の居住者」「通常の居住者」の3つに区分する。居住者に認定されるためには、課税対象年度に182日以上インドに滞在、あるいは、課税対象年度より前4年間に365日以上インドに滞在、かつ課税対象年度に60日以上インドに滞在する

という条件を満たす必要がある。そのうち特に「通常の居住者」に認定されるには、課税対象年度より前7年間に365日以上インドに滞在、かつ課税対象年度より前10年間のうち2年間以上、居住者であったという要件を満たす必要がある。これらの要件を満たすと、インドにおける通常の居住者(Resident and Ordinarily Resident)となり、全世界所得に対してインド課税対象となる。すなわち、日本法人からの給与所得はもちろんのこと、銀行口座保有による利子所得、金融資産保有による配当所得、持ち家の賃貸による賃貸所得等は日本で源泉税徴収や確定申告が行われていたとしても、インドで納税義務が生じる。

更に、個人所得税の申告はオンラインで行うが、申告フォームは毎年若干の変更が加えられており、12年度申告からは外国資産の開示も求められてきている。

3. ブラックマネー法導入の背景

15年2月末の予算案スピーチで、ジャイトリー財務大臣は「税制改正で最重要かつ最大の柱となるのは、我々の経済や社会を侵食するブラックマネーをいかに効果的に排除するかである。ブラックマネーの創造および隠蔽を効果的かつ強制的に抑止することなしには、貧困や格差をなくす

ことができない。」という趣旨のコメントを出している。インドでは主に賄賂、買収、リベート等に起因した多くの所得が適切に申告されず、脱税が頻発しており、それに伴ったインド国外への財産の流出が極めて大きな問題となっていた。インド政府はこれまでも基準額を超えた取引について PAN と呼ばれる税務番号の取得を義務付けたり、不動産取引等について現金取引を制限したり、国際標準に適応した DTAA(Double Taxation Avoidance Association)と TIEA(Tax Information Exchange Agreement)等による情報管理を導入したりとさまざまな施策を行ってきたが、それでも多くの海外財産は追跡できず、インド国外に残されたままである。表経済と裏経済、いわゆるパラレルエコノミーの影響を抑え、ブラックマネーをインド国内に戻すために特別な法の整備が必要となり、ブラックマネー法は導入されることとなった。15年5月にはブラックマネー法案が可決され、7月から発効している。

4. ブラックマネー法における納税義務と罰則規定

ブラックマネー法では未開示の外国資産および外国所得について、以下のような罰則規定が設けられている。

未開示の外国資産および外国所得については一律 30%の課税が行われる。これは過去の欠損や引当金等との相殺はできず、また、外国税額控除も認められていない。更に、ブラックマネー法上の納税を行ったとしても他の税金の納税義務、例えば個人所得税法上の納税義務が免除されることはない。

罰金規定としては、上記課税額の3倍がペナルティーとして科される。無申告あるいは虚偽申告の疑いがある場合は税務調査官の質問に適切に答え、要求された資料や書類を提出することが求められる。これらの要求に応じられない場合には5万ルピーから20万ルピーの罰金が科され、無申告あるいは虚偽申告と認定された場合は、さらに100万ルピーの罰金が科される。

禁錮刑・懲役刑（筆者注：英語では Imprisonment と規定されており、禁錮刑になるのか懲役刑になるのかについては実例がないため言及できない）としては、無申告あるいは虚偽申告は6か月から7年の刑、脱税の意図があった場合には3年から10年の刑が科される。これらは立証責任が納税者側に課されており、故意によって行われたと推定され、求刑された場合は、故意ではなかったことを納税者本人が説明しなければならない。

5. ブラックマネー法を受けての対応と留意点

基本的には、外国人駐在員は個人所得税法で必要とされる対応を取ることによって、ブラックマネー法の処罰対象となる可能性は下がる。なぜなら、ブラックマネー法は外国人駐在員や外国所得を直接のターゲットにしているわけではなく、「未開示」の外国所得、外国資産をターゲットとしているためである。過去に外国資産開示あるいは外国所得の申告を行っていない場合は、課税対象年度末日から2年以内であれば修正申告が可能であるため、ブラックマネー法の処罰の対象となる前に適切な対応を取ることをお勧めしたい。

また、今後は納税者である駐在員および会社

の説明責任が拡大する可能性があるため、駐在員を中長期にわたって派遣する予定のある会社、あるいは過去にインド在住経験がある人材を採用し派遣する予定のある会社としては、駐在開始が決定した時点から注意喚起を行いたい。具体例としては以下のとおりである。

- 日本および海外に保有する銀行口座の適切な記録と管理。
- 積立預金、投資信託、保険商品、従業員持株会も含めた、あらゆる金融資産の適切な記録と管理。
- 日本で保有する不動産の賃貸収入についてのコンプライアンス対応。駐在期間中は日本での確定申告も必要であるため、海外人事担当者との事前相談、およびインド納税額について駐在員個人負担にするのか、会社負担にするのかの事前相談が必要。
- 駐在期間中の相続財産(取得・売却)についての適切な文書化。「通常の居住者」認定後に不動産を賃貸する場合には賃貸所得としての申告、売却する場合には給与所得以外の所得(キャピタルゲイン)としてインド申告・納税対象となるため、取得原価等の情報を明確にする必要がある。
- 駐在期間終了直後のマイホームの取得。一旦、課税対象年度で通常の居住者と認定されてしまうと、その年度途中で帰任しても居住者の認定は変わらない。日本での住宅の取得、住宅ローンや頭金支払いによる銀行口座の急激な増減など、税務調査官への説明が必要となる可能性が極めて高い。

個人所得税についてはプライバシーに関わる点も多いため、本社側としては積極的に関与しづらい点も多いと予想されるが、ブラックマネー法の導入により極めて重い処罰が駐在員に科される可能性もある。駐在員個人の安全を守るためにも、迅速に、適切な対応を心がけていただきたい。

※次回は第 48 号に掲載します。

山崎 恵美
(やまざき えみ)
KPMG インド
(デリー)
マネジャー
日本国公認会計士



2007年4月あずさ監査法人東京事務所入所。日本国内において、主にソフトウェアメーカー(米国会計基準及び日本国会計基準)、製造業等の会計監査に従事。12年2月から米国ミシガン大学ビジネススクールに留学。13年2月から4月までインディアンスクールオブビジネスに交換留学。13年7月MBA取得。14年4月よりKPMG インドデリー事務所に赴任。

Business 【China】



「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)」の解説

～広東省自由貿易試験区を中心に～

潘 立冬、張 倩 敬海法律事務所

一、関連背景

2015年2月以降、「中国(広東)自由貿易試験区」(以下、「広東自貿区」)に関する通達が次々と公布され、中国政府による自貿区の建設は着々と進んでいる。広東自貿区は制度改革を中核とし、「一帯一路」建設などの国家方策を徹底するとともに、開放的な新経済体制を構築し、広東・香港・マカオの経済提携における新たな段階を目指し、ビジネス環境の法治化実現をその目的としている。

本稿は「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)」および「中国(広東)自由貿易試験区管理試行弁法」、「中国(広東)自由貿易試験区全体方案」などの自貿区に関する通達の内容に基づき、自貿区による香港・マカオ・台湾資本および外資企業の発展機会について分析する。

二、自貿区の革新・新機軸措置

2.1 行政管理体制の革新措置

自貿区では、行政許認可事項を最大限、取り消すことを目指している。外国投資者に対しては、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置」(ネガティブリスト)に該当しない投資項目は備案(届出)制を実施し、広東自貿区は省が備案の手続きを取

り扱う。外資企業(外商独資、中外合資、中外提携企業)の設立、変更および契約、定款変更などにかかる許認可制度についても、備案管理制度へ変更する。備案後、関連規定に基づいて手続きを行えば、関連法定手続き(法律、行政法規および国务院が別途規定した場合は除く)を完了したとみなす。つまり、備案管理制度の実施は、実質的な政許認可手続きの取り消しであり、外資企業は自貿区内の経営項目にかかる参入、設立および取り扱い手続きにおいて、自主的な決定権を有することになり、経営効率の向上に寄与するとみられる。

また、各種手続きの全行程において、電子化登録および電子営業許可証による管理を実行している。自貿区内での企業の備案登録事項および営業許可管理事項については、すべてインターネット上で電子的手法により取り扱うことができる。一つの窓口で受理し、各行政機関が同時に許認可する「ワンストップ」サービスを提供するため、企業は各行政機関にそれぞれ備案・登録および国際貿易申告の手続きを行う必要がなく、インターネット上のプラットフォーム・システムを通じ、備案・登録および国際貿易申告の手続きを直接実施することができる。

さらに、企業は自貿区内での営業許可証を取得

すれば、一般的な生産経営活動に従事することができる。つまり、法律、法規または国务院の決定より規定され、前もって許認可を申請する必要がある経営項目を除き、工商登記を申請し、営業許可証を取得した後に、その他の許認可事項を申請することができる¹。このほか、営業許可証、組織機構コード証、税務登記証については、“三証合一”（3つの証明書をつににする）²、“一照一号”（許可証一つに一つの番号）を推進するとされ、これにより企業の設立および経営に関連する証明書を減らし、企業の設立および経営により大きな便宜を図ることになる。

2.2 香港・マカオとのサービス貿易を更に開放

広東自貿区では特に、香港・マカオとの連携強化と参入障壁の低減がうたわれている。具体的には、「中国・香港経済貿易緊密化協定」、「中国・マカオ経済貿易緊密化協定」およびその補充協定（以下、「協定」）の下で、香港・マカオのサービス業に対し、より深く開放することを探求し、香港・マカオの投資者に対する资格要求、持株比率規制、経営範囲などの参入制限を緩和・廃止する。金融、交通・水運、商業貿易、専門サービス、科学などの領域に重点を置き、香港・マカオの投資者が広東自貿区で独資国際船舶運輸企業、自費海外留学仲介サービス機構を設立することを許可し、自貿区内で設立された香港・マカオ旅行会社（各5社限定）が本土住民に対する海外（台湾を除く）団体旅行業務を経営す

ることを支持するとした。

このほか、自貿区内で広東と香港・マカオの認証および関連検査業務相互認可制度を試行する。「一次認証、一次検査、三地域通用」制度を実施し、香港・マカオ認証機構が自貿区に参入し、認証検査業務を展開することを適切に開放し、本土認証機構、検査機構および試験所にならい、香港・マカオサービス業者が大陸で設立した合資、独資認証機構、検査機構および試験所などに対し、同等の待遇を提供する。

また香港・マカオおよび外国の高級人材が入出国したり、中国で滞在したりすることに便宜を図り、項目の申告、イノベーションの創造、評価とインセンティブ、サービス保障などの面で特別な政策を付与する。関連する社会保障をリンクさせ、通関モデルを革新し、広東・香港・マカオ間の情報交換などと合わせ、香港・マカオ企業の自貿区での発展に向けより利便性を高め、順調に展開させると同時に、自貿区の外資企業が香港・マカオの人材を雇用することに便宜を図る。

非香港・マカオ企業であるその他の外資企業は、香港・マカオ企業への各種優遇・利便化政策を研究・利用し、香港・マカオ企業への投資、香港・マカオ企業との提携などを通じ、香港・マカオ企業に対する関連政策上の優遇を享受することができる。

2.3 金融領域の革新・新機軸

クロスボーダー人民元業務の推進も広東自貿区の柱の一つである。全体方案では、人民元を自貿区、香港・マカオおよび海外との越境大型貿易および投資の資産評価や決算にかかる主要通貨とするほか、自貿区と香港・マカオとの相互人民元融資を

¹ 国家工商行政管理総局が2015年8月27日に公布した「企業経営範囲登記管理規定」により、10月1日より、当該“先照後証”（先に営業許可証、後に行政認可証取得）登記制度は全国で実施される。

² 国务院弁公庁は15年6月23日付の「国务院弁公庁“三証合一”登記制度改革の加速推進に関する意見」で、15年末までに全国で“三証合一”登記モデルを展開するとしている。

推進するとしている。また、自貿区企業が越境人民元融資、自貿区の銀行・金融機関と香港・マカオの同業界機関との越境人民元借款などの業務を許可することも検討される。さらに、自貿区内の香港・マカオ企業の海外の本社が中国国内の資本市場で人民元の債券を発行することを支持するなど、一連の政策は、自貿区企業に対し、多面的かつ、より良い人民元金融サービスを提供することを目的としている。

金融業界については更に規制を緩和する方針だ。外国の金融機関が外商独資銀行を設立することや中国の企業と共同で中外合資銀行を設立することを許可する。将来的には、自貿区内でライセンス限定銀行を試験的に設立する。香港・マカオ資本の保険会社が自貿区に進出する際のハードルを下げ、香港・マカオ資本の保険会社が自貿区で分支機構を設立することを支持し、中国本土の保険会社と同じまたは類似の監督法規を適用する。このほか、香港・マカオの保険ブローカーが自貿区に進出することを支持し、中国本土と同じまたは類似の進出基準および監督法規を適用する。外貨為替店の自貿区での発展を後押しし、香港ドル、パタカを自貿区で兌換・使用することに便宜を図る。外資株式投資管理機関、外資ベンチャーキャピタル管理機関が自貿区で人民元建て株式投資・ベンチャーキャピタルファンドを立ち上げ、管理することを許可する。自貿区内で登記・設立された支払サービス業務に従事する香港・マカオのノンバンク金融機関が法に則って第三者支払サービス業務に従事することを許可するほか、香港・マカオ企業が商品先物の取引に参加することを支持する。

2.4 税金徴収優遇政策

自貿区の税関特別監督地域の実際範囲、および税金徴収政策の適用範囲は変わらない。また深圳前海深港現代サービス業合作区、珠海横琴に対する税優遇政策は、自貿区内のその他の地域に適用しない。

企業所得税にかかる優遇措置は、横琴新区、福建省の平潭綜合試験区および前海深港現代サービス業合作区で設立された奨励類産業の企業に対し、企業所得税率が15%に低減されるというものである。ただし、企業は当該企業所得税優遇条件に合致しなければならず、「中華人民共和国企業所得税法」並びにその実施条例、および国務院が定めたその他の各種税金徴収優遇条件にも合致する場合は、同時に享受することができる。その中で、その他の各種税金徴収優遇条件に合致する場合、最も優遇される税率に基づき執行することができ、定期的に税金が減免されたり、半減する優遇措置の場合、25%の法定税率に基づいて計算し、納付すべき税額を半減して企業所得税を徴収する。

個人所得税の優遇措置も設けられている。前海で勤務し、前海産業計画における発展のニーズに合致する国外の高級人材および欠乏する人材が、前海協力区で納付した給与所得にかかる個人所得税の納税済み税額が給与課税所得額の15%を超える部分について深圳市政府より財政補助金が支給される。当該財政補助金の収入に対して、個人所得税の徴収が免除される。

三、外資企業への機会のまとめ

以上の政策・方針から外資企業にとってのポイントをまとめると、以下の通りとなる。

- ネガティブリスト制度により、リスト領域以外の業界を全面的に開放し、行政許認可手続きを取り消すことで、外資企業が新たなビジネス領域へ自由に投資することを許可する。
- 外資企業の設立、変更、契約定款登録などに対し、全面的に行政許認可手続きを取り消し、備案登記制度を実施し、複数の証書を統合し、かつ登記、営業許可証の電子化を実施し、企業の経営効率を向上させる。
- 自貿区において多角的な人民元建てビジネスを容認する。越境人民元融資、国内外での人民元建て債券発行などを含め、企業の資金効率を大幅に向上させる。

- 税務上、自貿区は企業所得税および個人所得税において、他地域に比べ優遇政策を採り、企業の負担を低減し、経営意欲および経営活力を向上させる。

自貿区は現在、中国で最も開放され、強力な政策支持がある地域である。特に広東自貿区は香港・マカオ企業にとって、幅広い発展機会が期待されよう。

※次回は第 49 号に掲載します。



潘 立冬
 パートナー弁護士
 ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部卒、同大学院法学研究科修了(国際法専攻)、1998年弁護士登録。米セントルイス・ワシントン大ロースクール修了(保険法、銀行商事法、会社法等を専攻)。商法、海商・海事、国際貿易、中国商取引等を得意分野とし、中国における著作権、商標登録等の知的財産保護戦略、保険・金融分野に関する法的アドバイス、また外資企業の中国法人設立、労働契約、就業規則の作成、労使紛争の解決、仲裁・訴訟に多数従事している。



敬海法律事務所
 WANG JING & CO. Law F



張 倩
 実習弁護士

2011年華南師範大学卒、12年シドニー大学大学院修了、法学修士。中国語(標準語・広東語)、英語堪能。13~14年、北京德恒(深圳)法律事務所、14年6月より広東敬海(深圳)法律事務所に入所。労働紛争、労務事務処理、商務契約、国際民事訴訟、国際知的財産権分野において豊かな実務上の経験を持つ。複数の国有企業、大手外資企業(欧米、日本、香港、マカオなどを含む)にリーガルサービスを提供している。



【Hong Kong】

香港の統括会社の動向と 統括会社税制

山口 和貴 Fair Consulting Hong Kong Co., Ltd.

はじめに

日本企業が中国マーケットにおいて事業拡大を進めていくために、香港に統括拠点を置く事例が見られます。ここでは、昨今の香港における統括会社の動向を概観するとともに、統括会社化のための主な論点を整理します。

香港の統括会社数の動向

香港特区政府統計処の統計によると、2010年から14年までの期間において、香港に存在する外国企業の合計数は増加傾向にあります(図表1)。これらの企業はさらに、Regional Headquarters(地域本部)、Regional Offices(地域事務所)、Local Offices(地方事務所)の3種類に分類されており、それぞれ以下のように定義されています。

1. Regional Headquarters(地域本部): 香港外にある親会社に代わって、香港において、香

港およびその他の一つ以上の地域にある事業所の管理を行っている拠点

2. Regional Offices(地域事務所): 香港外にある親会社に代わって、香港において、香港およびその他の一つ以上の地域にある事業所の調整または業務を行っている拠点

3. Local Offices(地方事務所): 香港外にある親会社に代わって、香港のみにおいて事業を営んでいる拠点

内訳を見ると、Regional Headquartersは10年以降毎年微増、Regional Officesは13年以降微減、Local Officesは10年以降毎年増加傾向にあることがわかります。

一方、14年において香港にある外国企業の親会社の所在地の内訳を見てみると(次頁図表2参照)、全体では日本企業の1,388社が最も多く、以下、米国(1,331社)、

中国(957社)、英国(584社)、台湾(426社)と続いています。12年までは米企業が1,388社、日本企業が1,218社と米企業数の方が多かつ

【図表1】香港にある外国企業数の推移

(単位:社)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
Regional Headquarters	1,285	1,340	1,367	1,379	1,389
Regional Offices	2,353	2,412	2,516	2,456	2,395
Local Offices	2,923	3,196	3,367	3,614	3,801
計	6,561	6,948	7,250	7,449	7,585

出典: 香港特別行政区 政府統計処「2014年代表香港境外母公司的駐港公司按年統計調查報告」

たのですが、13年以降は日本企業が米企業の数抜き、進出企業数でトップとなっています(図表2)。

14年の香港における日本企業の上記3種類別内訳をみると、Local Offices が全体の49%と最大割合を占め、Regional Offices が34%、Regional Headquarters が17%と続いています。10年代の推移をみると、主に Regional Offices と Local Offices が総数の押し上げに貢献しているよう

ですが、Regional Headquarters は13年に前年比26社の増加が認められた以外は微減となっており、総数への寄与度はそれほど顕著ではないようです。こうしたことから、日本企業の香港への進出は依然として活発ではあるものの、香港を地域統括拠点として利用するケースは、それほど大きく増えてはいないとみられます。

統括会社化のための課題

日本企業が香港に統括会社を設置する際に課題となっている一つの要因は、日本のタックス・ヘイブン対策税制ではないかと考えられます。これは、簡単に言うと、低税率国にある法人の所得を日本の所得とみなして日本で法人税を課税する制度であり、法人税率が16.5%である香港もこの税制の適用対象となります。一定の条件を満たす統括会社はこの制度の適用から除外されることとなっていますが、その条件を満たすためには以下のとおり、いくつかの課題があります。

【図表2】香港にある外国企業の親会社所在地別推移

(単位:社)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
日本	1,085	1,150	1,218	1,389	1,388
米国	1,263	1,328	1,388	1,339	1,331
中国	789	805	853	901	957
英国	505	562	565	586	584
台湾	452	446	450	448	426
ドイツ	291	313	332	327	335
フランス	278	290	299	307	311
スイス	177	186	217	216	242
オランダ	160	182	203	188	187
オーストラリア	145	153	162	153	173

出典:香港特別行政区 政府統計処「2014年代表香港境外母公司的駐港公司按年統計調査報告」より作成

まず、統括会社の要件としては、以下の事項が挙げられます。

1. 内国法人等に係る特定外国子会社等で、その内国法人等により発行済株式等の全部を直接または間接に保有されていること。
2. 二つ以上の被統括会社を有し、その被統括会社の事業を統括する業務として一定のものを行っていること。
3. 所在地国において統括業務に係る固定施設および統括業務を行うに必要な従業者(専ら統括業務に従事する者であって、当該特定外国子会社等の役員を除く)を有すること。

このうち、「被統括会社の事業を統括する業務」という点ですが、ここでいう統括業務とは、「被統括会社の事業の方針の決定または調整に係るもの(当該事業の遂行上、欠くことのできないものに限る)」で、一定のものを言うことされています。

例えば、アジアの一定地域を統括している特定外国子会社等において、その地域におけるグループ傘下の企業に対して、その企業の事業方針の策定、指示および調整といった業務以外に、グループ傘下の企業の広告宣伝や情報収集等の業務を一括して行っているという実体がある場合、これらの業務のいずれが「被統括会社の事業の方針の決定または調整に係るもの」に該当するのかは明確ではありません。この点、「被統括会社の事業の方針の決定または調整に係るもの」とは、被統括会社の事業方針の策定および指示並びに業務執行の管理および事業方針の調整といった枢要な業務をいい、特定外国子会社等がこれらの業務のために補完的に行う広告宣伝、情報収集等の業務はこれに該当しないこととされています。つまり、統括業務とは補完的な業務ではなく枢要な業務であることが示されており、枢要な業務に該当するか否かは各企業グループの実態に応じてケースバイケースで判断されることとなります。

また、「専ら統括業務に従事する者」という点ですが、統括業務に従事する者が必要な統括業務を遂行した上で、さらに統括業務以外の業務に従事していたとしても、「専ら統括業務に従事する者を有している」という要件を満たすことが明らかにされています。具体的には、「専ら当該統括業務に従事する者を有している」とは、特定外国子会社等に統括業務を行う専門部署が設けられている場合には、その統括部署で統括業務に従事する者を有していることをいい、統括部署が設けられていない場合には、統括業務に機能的な面から専属的に従事する者を有していることをいう、とされています。ただ、統括会社の役員は、この「専ら統括業務に従事する者」に該当しないこととされている点は大いに留意が必

要となります。

次に、被統括会社の要件としては、以下の事項が挙げられます。

1. 統括会社およびその関係会社により支配されていること。
2. 統括会社が、発行済株式等の25%以上を直接に保有し、かつ、議決権の25%以上を直接に保有する当該統括会社の関連者であること。
3. 所在地国において事業を行うに必要と認められる事業従事者がいること。

ここで、「被統括会社の事業を行うに必要と認められる者」とは、例えば、ある外国法人の事業に従事する者が他の外国法人の事業にも従事しているなど、その外国法人の事業に専属的に従事していない場合には、この要件を満たさないこととなるかどうか懸念されていました。しかし、この要件は、外国法人がその本店所在地国において事業の実体があるかどうかを判断するために設けられたものであり、「その本店所在地国にその事業を行うに必要と認められる当該事業に従事する者を有する」とは、外国法人がその事業の内容、規模等に応じて必要な従事者を本店所在地国に有していることをいい、当該事業に従事する者は、その外国法人の事業に専属的に従事している者に限られず、他の外国法人の事業にも従事している者もこれに含まれることが明確化されています。

まとめ

上述のとおり、統括会社となるためには、いくつかの要件を満たさなければならず、単なる持株会

社などは対象になりません。特に、家賃や人件費が高い香港において、統括業務に係る固定施設を構えること、および統括業務を行うに必要なスキルの高い従業者を確保するのは容易ではないことから、統括会社化への動きがそれほど強まってきていないのかもしれませんが。ただし、グループ各社で共通する機能や業務を統括会社に集約するとともに、一定の権限を統括会社に委譲することにより、現場により近い場所で効率的に経営を行っている会社も多数ありますので、今後、香港法人の統括会社化が活発になることに期待したいと思います。



山口 和貴

(やまぐち かずたか)

Fair Consulting Hong Kong Co., Ltd.

国内大手監査法人および中堅監査法人にて、法定監査業務、公開準備業務、財務デューデリジェンス業務、内部統制導入支援業務、IFRS 導入支援業務などに従事する。また、監査法人在籍中には、中国広州市に駐在し、華南地区および香港の日系企業に対し、会計・税務等に関するコンサルティング業務に従事した経験を持つ。現在は香港および中国に進出する日系企業へのコンサルティング業務に従事し、会計・税務面のアドバイスや、組織再編・M&A のサポートを行っている。

Business 【Taiwan】



房地合一税制 (建物土地合一税制)

相澤 祐介 SCS GLOBAL Consulting (Taiwan) Ltd

2015 年に入ってから、台湾で「房地合一」という言葉を耳にする機会が増えました。房地合一とは直訳すると「房(建物)と地(土地)を合わせて一つとする」という意味になります。これまで、台湾の所得税は、建物の売却益は課税対象になっていましたが、土地の売却益は所得税の課税対象になっておらず、贅沢税(下記1. 参照)という特殊税制の中で課税されるだけでした。房地合一税制というのは、土地の売却益も含めて所得税の課税対象とする新制度です。この税制が16年から施行されるといううわさが不動産業界関係者や不動産所有者を中心に広まり、不動産を売却するなら今のうちだと唱える人が出てきていました。

そして15年7月、房地合一税制の適用が正式に可決され、制度の内容が明確になりました。今回は房地合一の制度の概要と、土地、建物にかかる新旧の税制比較をご紹介します。

2. 房地合一の概要と新旧比較

房地合一税制の概要(個人/法人)、および新旧比較は下表を参照ください。

【房地合一の概要(個人)】

課税範囲

- 建物(地上権の方式による建物の所有権を含む)、土地の売却
- 2016年1月1日以降の以下の取引:
 - (a)2016年1月1日以後に取得した土地建物
 - (b)2014年1月2日以後の取得で、かつ所有期間が2年以内の土地建物
(相続や譲受による承継の場合は、被相続人(贈与者)が所有していた期間を合算する)

1. 房地合一税制適用の背景

台湾では、不動産投機の抑制と、税収増を見込んで、12年より「特殊貨物及び労務税条例」(通称「贅沢税」)という特殊税制を設けました。これは、自宅以外の不動産物件や土地を購入から一年未満で転売した場合は販売価格の15%、1年以上2年未満で転売した場合には同10%の特別税が課せられるもので、当初400億円超の年間税収を見込んでいました。ただし、実際には、不動産売却による税収が予想よりも大きく落ち込みました。不動産所有者が「2年間の賃貸の後に販売をする/土地付き建物の場合、売却対価の大半を土地売却の対価とする」という契約にすることで、合法的に贅沢税と所得税の租税を回避し得たためです。そこでこのたび、租税の抜け道を排除すべく、不動産の売却益にかかる課税を一律、所得税法の中で規定する税制改正(房地合一)に至りました。

課税所得	土地建物売価計－取得原価－費用－土地税法により計算した土地の値上がり総額 ※「土地税法により計算した土地の値上がり総額」には増値税が課税されることから、二重課税を避けるため控除する
税率	台湾居住者 (注1) <ul style="list-style-type: none"> 所有1年以内:45% 所有1年超2年以内:35% 所有2年超10年未満:20% 所有10年超:15%
	非居住者 (注2) <ul style="list-style-type: none"> 所有1年以内:45% 所有1年超:35%
	居住者自らの住む住居にかかる特例 減税措置: <ul style="list-style-type: none"> 連続6年以上所有並びに実際に居住しており、かつ営業用や賃貸用に供していない。 課税所得が400万元以下の部分については免税。400万元を超える部分は税率10%で課税。 6年間で1度のみ適用可。 買い替えの場合の還付: <ul style="list-style-type: none"> 大きい建屋への買い替え:全額還付 小さい建屋への買い替え:比例還付 買い替え後5年以内にその他用途への転用あるいは売却をした場合は適用外
納税方法	分離課税。所有権移転登記から30日以内に申告納税
欠損控除	欠損金の繰越は3年
例外条文	<ul style="list-style-type: none"> 非自己都合による退職から2年以内の不動産売却については20%の税率が適用される。 建設会社との共同建設で、2年以内の不動産売却については20%の税率が適用される。

注1: 居住者は以下の(1)又は(2)に該当する個人を指す:

- (1) 台湾に住所を有し、経常的に台湾に居住している者
- (2) 台湾に住所を持たないが、1課税期間中183日以上台湾に居留している者

注2: 非居住者は上記以外の個人

【房地合一の概要(法人)】

課税範囲	個人と同様。ただし地上権の方式による建物の所有権は含まない。
課税所得	土地建物売価計－取得原価－費用－土地税法により計算した土地の値上がり総額
税率	<ol style="list-style-type: none"> 1. 17% 2. 国外企業: <ol style="list-style-type: none"> (a)所有1年以内:45% (b)所有1年超:35%
納税方法	法人税申告時に合算して申告
欠損控除	欠損金の繰越は10年

【新旧比較】

項目	現行(旧)制度		新制度	
	建物	土地	建物	土地
税目	所得税	増値税	所得税	増値税
	ぜいたく税 (取得から2年未満の転売のみ課税対象)			所得税(含み益を超える部分のみ)
適用範囲	2014年1月1日以前に取得した建物、土地		2016年1月1日以後に取得した建物、土地	
	2014年1月2日以後に取得した建物、土地で、所有期間が2年超のもの		2014年1月2日以後に取得した建物、土地で、所有期間が2年以内のもの	
施行期間	上記資産については新制度適用後も継続適用		2016年1月1日以後の不動産売却	

3. 房地合一について予想される Q&A

Q1 取得から2年以内に売却した場合は、所得税の他に贅沢税も課税されるのか？

A1 房地合一税制の施行と同時に贅沢税は廃止されますので、課税対象外となります。

Q2 現時点で家主である人にとって房地合一税制が与える影響は？

A2 2年以内に売却する場合を除いて、現時点で保有している資産については、新制度の影響を受けません。

Q3 仮に2015年12月31日に不動産を取得し、その後売却した場合は、新旧どちらの制度が適用されるか？

A3 取得から2年内(2016~2017年中)の売却について新制度が適用されます。但し、2年経過後(2018年1月1日以後)に売却した場合は、房地合一税制は適用されず、現行制

度に基づいて課税されます。

Q4 もし施行後、所有期間2年以内に建物を売却した場合、房地合一税制による税負担は、現行の課税よりも重くなるのか？

A4 現行の贅沢税は売価に対して課税されるのに対し、房地合一税制は利益(売価-原価)に対して課税されます。例えば、所有1年内の建物を1,000万円で売却し、利益100万円を得た場合、

現行の贅沢税: 1,000万円 × 15% = 150万円

房地合一税: 100万円 × 45% = 45万円

となるため、新制度摘要後の方が税負担は軽くなります。

Q5 房地合一税制の施行前に購入するのと、施行後に購入するのはどちらがよいのか？

A5 施行前(2016年1月1日前)に取得した場合は、かつ2年以上所有する場合は、旧制度

に基づいて課税されます。将来的に不動産価格が高騰すれば、施行前に購入した方が税額は低くなりますが、不動産価格が高騰しなかった場合、差はほとんどないでしょう。

4. 総括

現行の制度では、贅沢税を回避するために不動産所有者は対策を練ってきましたが、房地合一税制の施行で、こうした回避策の多くは意味をなさなくなり、政府としては一定の税収増は見込めると考えます。また、冒頭で述べたような、「今年中に売却した方がお得だ」というわけには感わされず、対象となる不動産の取得売却について新旧どちらの制度が適用されるかを専門家に相談の上で正しく判断し、取引の時期を見極め、然るべき納税手続きを行っていただくようご注意ください。

※次回は第 48 号に掲載します。





相澤 祐介
(あいざわ ゆうすけ)

公認会計士(日本)
SCS global consulting
(Taiwan) Ltd

1986 年生まれ。東北大学在学中の 2008 年に公認会計士試験に合格。同大卒業後は大手監査法人にて財務諸表監査、株式公開支援業務等に従事。その後、米国、台湾と渡り、2013 年に SCS Global へ参画。シンガポールおよび香港で専門業務に当たりながら、台湾法人の設立を担当。設立と同時に台湾へ拠点を移し、現在は現地代表として会計、税務、監査等の専門サービスの提供に当たっている。



【アジア経済情報】

アジア経済概況

～2Qの景気減速、その後も回復力に乏しい展開～

宮嶋 貴之 みずほ総合研究所

2015年2Qの景気は減速

2015年2Q(4～6月期)のアジア経済は、総じて減速傾向となった(図表1)。

景気減速の主因は、多くの国で輸出が不振だったことだ。米国以外の主要輸出先の需要の弱さや実質実効為替レートの高止まり、IT市場の需要拡大一服が下押し要因になったとみられる。

個別にみると、中国の成長率は、前期から横ばいだった。主要指標が揃って減速した中、株式売買の急増による金融業の高成長が下支えとなった可能性がある。

NIEsは、低調だった。韓国は、MERS感染拡大により個人消費やサービス輸出が減少した。台湾、香港、シンガポールは、輸出が下振れした。

ASEAN5は、総じてみれば減速傾向で推移した。マレーシアは、内外需とも低調だった。インドネシアはインフラ投資の遅れなどから投資が低調となり、成長率も横ばいにとどまった。タイの成長率は前期から小幅に加速したものの、輸入の大幅減少が押し上げ要因であり、景気の実態は低調だった。一方、フィリピンは予算執行の円滑化に伴う政府消費の加速、ベトナムは金融緩和による内需押し上げなどから、景気は加速した。

【図表1】実質 GDP 成長率

(単位:前期比年率、%)

	2014				2015	
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
韓国	4.4	2.0	3.2	1.1	3.3	1.3
台湾	1.7	2.9	6.1	1.9	2.3	▲ 6.6
香港	2.6	▲ 0.0	5.9	1.0	3.0	1.6
シンガポール	1.8	▲ 0.5	2.6	4.9	4.1	▲ 4.0
タイ	▲ 3.0	2.6	4.0	4.4	1.4	1.5
マレーシア	5.5	6.7	3.3	7.3	4.7	4.5
フィリピン	7.4	7.1	2.1	10.2	1.6	7.6

(前年比、%)

中国	7.3	7.4	7.2	7.2	7.0	7.0
インドネシア	5.1	5.0	4.9	5.0	4.7	4.7
ベトナム	5.1	5.3	6.1	7.0	6.1	6.4
インド	6.7	6.7	8.4	6.6	7.5	7.0

(資料)各国統計、CEIC Data

インドは、投資や消費が底堅く推移し、高水準の成長率を維持した。

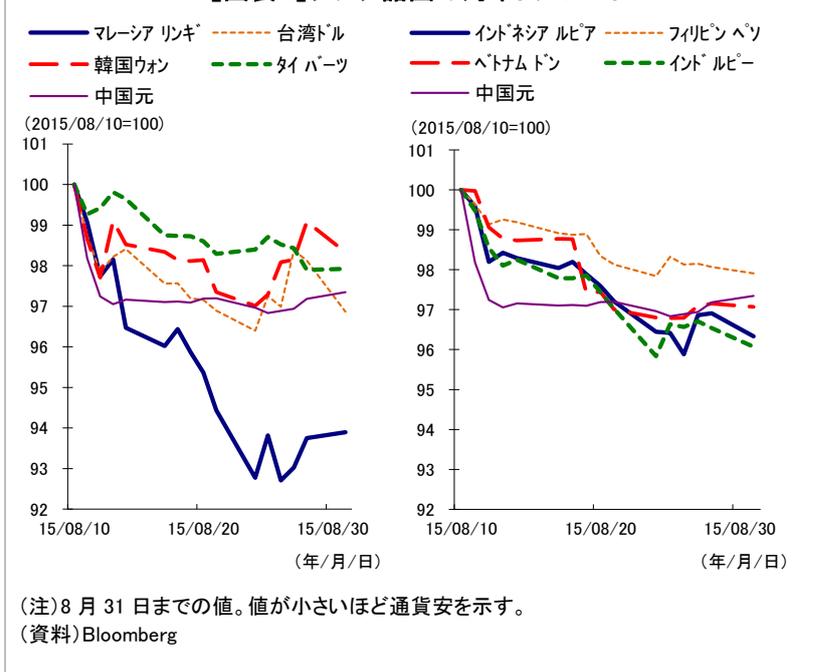
人民元の実質的切り下げを受けてアジア市場が大きく動揺

8月11日に中国人民銀行が人民元の為替レートについて、市場の実勢をより反映させるように基準値を設定するという措置を発表し、基準値を切り下げたことで、中国政府が人民元切り下げによる輸出促進を迫られるほど実体経済が悪化しているとの観測が高まり、アジア市場に動揺が広がっ

て多くの国で通貨安圧力が強まった(図表2)。アジア諸国の政策当局は米ドル売り自国通貨買いの為替介入を行って、通貨下落ペースを緩和しているようだ。

その後、中国人民銀行が08年12月以来となる預金準備率と預金・貸出基準金利の同時引き下げを実施したことなどを受けて、8月下旬以降、アジア通貨安にはいったん歯止めがかかったものの、中国経済の下振れとそれに伴うアジア諸国の景気下押しリスクへの警戒感は根強い。中国経済の先行き不安が払拭されない限り、リスク回避の動きからアジア通貨安の地合いが続くことになろう。

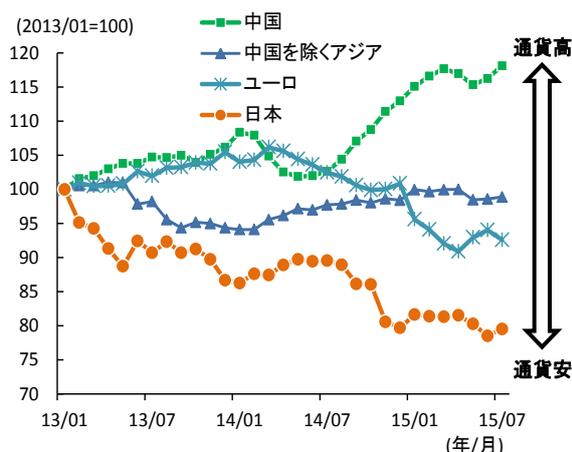
【図表2】アジア諸国の対米ドルレート



大幅な通貨安に至れば、特にインドネシア、マレーシア、ベトナムへの悪影響が大きくなる可能性

実質実効ベースで見ると、総じてアジア諸国の通貨は円やユーロと比べて割高な水準にあることから(図表3)、通貨安は輸出促進につながる事が期待される。一方、通貨安は、輸入インフレや外貨建て債務の返済負担増加といった悪影響も及ぼす。足元の原油価格の弱含みがインフレ圧力を抑制することもあり、通貨安が緩やかなものにとどまる限りは、マイナスの影響は限定的とみられる。しかし、更なる世界経済の先行き不安などを背景にリスク回避の動きが急激に強まった場合、外貨繰りにあまり余裕がないマレーシア、ベトナム、経済ファンダメンタルズが脆弱であるインドネシアなどの国を中心に大幅な通貨安に至り、マイナスの影響が大きくなる恐れがあることに留意が必要だ。これら3カ国では、金融引き締め的大幅な強化などによる通貨防衛策の実行を迫られ、

【図表3】実質実効為替レート



(注)中国を除くアジアは GDP(購買力平価ベース)をウェイトにして合成した。
(資料)BIS、IMF よりみずほ総合研究所作成

景気が大きく下押しされるリスクもある。インドネシア、ベトナムは、公的債務残高に占める外貨建て債務の割合も高いとみられ、財政政策に影響が及ぶ可能性もあろう。

人民元切り下げによる輸出への影響は限定的

人民元については、8月13日に中国人民銀行が記者会見で人民元レート的大幅な調整は完了したと発表した。31日時点の人民元の市場実勢値の下落幅は、切り下げ前日(10日)対比で約3%にとどまっている。先行きも、中国経済の回復期待が強まるまでは元安地合いになりやすいものの、人民銀行が行過ぎた元安を回避するため介入する姿勢をみせていることから、下落ペースは緩やかにとどまるだろう。

元安が小幅にとどまることから、中国の輸出への影響は限定的だろう。また、人民元切り下げと同時にアジア通貨も下落する可能性が高いため、中国を除くアジア諸国の輸出への悪影響も大きくならないとみている。

輸出の大幅な加速は期待しにくい

16年までを展望すると、まず輸出については、米国経済の拡大進展やIT市場の回復といった要因から、15年末にかけていったん持ち直しに向かうものの、16年以降は、大幅な加速を期待しづらい。米国以外の主要輸出先の景気回復力の弱さが重石となるためだ。

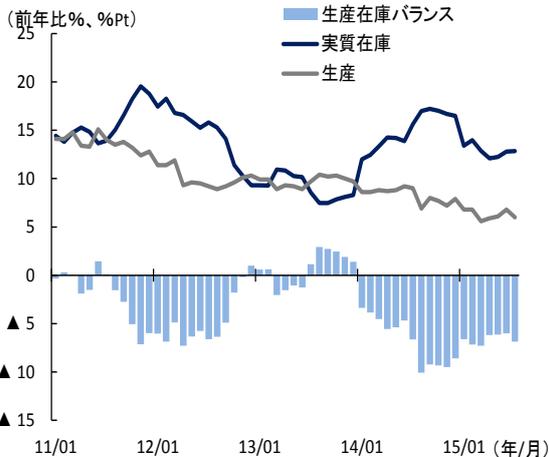
特に、NIEsやASEAN5の対中輸出については、中国のインフラ投資の執行加速から、15年末までにいったん回復するものの、生産在庫バランスをみる限り(図表4)、在庫調整圧力が中国の輸入需要回復の重石になる状況は完全には解消されず、16年の対中輸出は再び伸び悩む展開となる。

さらに、①リーマンショック以降の世界的な投資需要の弱さ、②アジアでの単位労働コスト上昇などによる輸出競争力の伸び悩みといった構造的要因が、アジア諸国の輸出拡大の重石になっている面もあり、従来のような輸出の力強い拡大を期待しづらい。

内需は16年にかけて徐々にペースダウン

内需については、中国では、15年末にかけて金融政策や財政出動によりインフラ関連を中心に投資が持ち直すだろう。一方、中国を除くアジア諸国では、中国を中心とする新興国の景気下押しリスクが警戒されて通貨下落圧力が続く中では、積極的な金融緩和策の実施は考えづらく、当面、様子見モードとなることから、顕著な内需の押し上げは期待できない。ただし、個人消費は、15年後半までは、低水準の原油安によるインフ

【図表4】中国の生産在庫バランス



(注) 1. 生産在庫バランス=(工業生産前年比)-(工業在庫前年比)。

2. 在庫は生産者出荷価格指数により実質化。

(資料) 国家統計局、CEIC Data

レ抑制効果などにより堅調に推移しよう。

16年になると、内需の拡大ペースは低下すると予想する。中国については、財政・金融政策による景気下支えは続くものの、投資や消費の自律的回復力は引き続き弱いいため、内需は再び緩やかな減速基調となろう。一方、中国を除くアジア諸国については、15年内に見込まれる米国の利上げ開始などによる通貨下落圧力の強まりを緩和するため、金融政策が徐々に引き締め方向に転じていくことが、内需の拡大ペースの低下につながる。全体としてアジア経済は15年後半に一旦持ち直しに向かうものの、そのテンポは16年にかけて徐々に緩やかになろう。

以上の点を踏まえ、15年の実質GDP成長率は中国が+6.9%、NIEsが+2.0%、ASEAN5が+4.4%、インドが+7.4%、16年は中国が+6.6%、NIEsが+2.4%、ASEAN5が+4.3%、インドが+7.7%と予測した(図表5)。

【図表5】アジア経済見通し総括表

(単位: %)

	2011年 (実績)	2012年 (実績)	2013年 (実績)	2014年 (実績)	2015年 (予測)	2016年 (予測)
アジア	7.4	6.3	6.4	6.4	6.1	6.0
中国	9.5	7.7	7.7	7.3	6.9	6.6
NIEs	4.1	2.3	2.9	3.3	2.0	2.4
韓国	3.7	2.3	2.9	3.3	2.3	2.6
台湾	3.8	2.1	2.2	3.8	1.4	2.3
香港	4.8	1.7	3.1	2.5	2.2	2.0
シンガポール	6.2	3.4	4.4	2.9	2.2	2.4
ASEAN5	4.7	6.2	5.1	4.6	4.4	4.3
インドネシア	6.2	6.0	5.6	5.0	4.6	4.6
タイ	0.8	7.3	2.8	0.9	2.0	2.1
マレーシア	5.3	5.5	4.7	6.0	4.4	3.4
フィリピン	3.7	6.7	7.1	6.1	5.7	6.1
ベトナム	6.2	5.2	5.4	6.0	6.6	5.6
インド(2011年度基準)	6.6	5.1	6.4	7.1	7.4	7.7
オーストラリア	2.6	3.7	2.0	2.7	2.2	2.5

(注) 1. 実質GDP成長率(前年比)。

2. インドの伸び率は、2012年以前はIMF、2013年以降はインド統計計画実行省の値。

3. 平均値はIMFによる2012年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算。

(資料) 各国統計、CEIC Data、IMF、みずほ総合研究所

Back Issues

2015年1/2月発行 第39号

- ・2015年香港賃金動向
- ・2014年下期為替市場の回顧と15年為替相場の見通し～ドル円およびオフショア人民元を中心に～
- ・Malaysia:マレーシアへの進出と税制の概要
- ・Vietnam:ベトナムにおける最新の税優遇事情
- ・India:インドビジネス最新情報[13] 日印社会保障協定～日本、インドでの税金の取り扱い～
- ・Taiwan:台湾における従業員および駐在員のコスト
- ・China:債権回収における訴訟・仲裁の活用
- ・Hong Kong:香港競争委員会によるガイドライン案の発表
- ・Macro Economy:アジア概況

2015年3月発行 第40号

- ・中国におけるクロスボーダー資金管理規制の緩和
- ・マレーシアにおける地域統括会社の活用
- ・Vietnam:ベトナムにおける投資法および企業法の改正
- ・Thailand:タイの法令・制度改正の動向～2014年から2015年に向けて～
- ・India:インドの税制 [52]インドにおけるAPA制度
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [17]独占禁止法執行の最新動向(2)
- ・China:広東省企業集団契約条例
- ・Taiwan:最近の台湾トラブル事例集
- ・Philippines:フィリピンと華南における加工貿易ビジネスの比較
- ・Macro Economy:シンガポール

2015年4月発行 第41号

- ・決済通貨戦略の見直しによる新たなメリット
- ・ASEANへの挑戦～二極化する日系企業のASEAN投資動向～
- ・India:インドビジネス最新情報[14]2015年度インド政府予算案～直接税に関する改正～
- ・Vietnam:ベトナム現地法人と日本本社の役員を兼務する場合の個人所得税の申告の実務及び課題
- ・Singapore:シンガポール2015年度財政予算案～税制改正を中心に～
- ・China:「外国投資法」意見募集稿～外国投資分野の重大な改革～
- ・China:中国『反腐敗』運動をめぐる企業の対応～贈収賄防止に向けた傾向と対策～
- ・アジア経済情報:アジア経済概況

2015年5月発行 第42号

- ・日中金融協力と東京市場への期待
- ・2015年「中国国有企業改革」のゆくえ～混合所有制はチャンスとなるか～
- ・Vietnam:ベトナムにおける最近の移転価格調査動向
- ・Malaysia:マレーシアを取り巻くGSTの最新情報～2015年4月1日の導入を受けて～

- ・India:インドの税制 [53]インドにおける個人所得税
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [18]中国環境保護法の改正(1)
- ・China:中国海外送金にかかる新基準の影響
- ・アジア経済情報:インドネシア

2015年6月発行 第43号

- ・広東省自由貿易試験区の活用と展望
- ・アジアの件数高・景気減速を懸念する日本企業～2015年2月アジアビジネスアンケート調査結果～
- ・India:インドビジネス最新情報 [15] インドにおける税制改正～税務登録手続き簡素化の流れ～
- ・Vietnam:ベトナムにおける税務調査の概要
- ・Indonesia:インドネシアにおける外国人労働者ビザ問題
- ・China:中国ビジネス法律講座 [47] ストライキ参加者の合法的解雇と注意事項
- ・China:新民事訴訟法の解釈にかかる解説～小額訴訟手続きについて～
- ・アジア経済情報:台湾

2015年7/8月発行 第44号

- ・中国産業用ロボット市場の課題と戦略～華南エリアの動向を中心に～
- ・2015年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・Malaysia:駐在員に対する個人所得税
- ・Vietnam:改正企業法および投資法の施行細則の草案
- ・Vietnam:改正労働法 最新施行細則の解説
- ・India:インドの税制 [54]GSTの概要および導入による影響
- ・China:中国企業との取引における注意事項
- ・Hong Kong:新会社法導入に伴う合併の取り扱い
- ・Macro Economy:アジア経済概況

2015年9月発行 第45号

- ・中国市場は外国人投資家を受け入れるのか～今後の制度改正に着目する理由～
- ・中国におけるリース産業とビジネスチャンス～自由貿易区政策の活用を踏まえ～
- ・India:インドビジネス最新情報 [16] 非公開会社における会社法上の軽減措置に関する通達
- ・Vietnam:ベトナムにおける資本譲渡税の検討
- ・Thailand:タイで働くために必要なもの～ビザ(VISA)と労働許可証(Work Permit)～
- ・Taiwan:日本と台湾での法人に課される税金の違い
- ・China:解説・中国ビジネス法務[19]中国環境保護法の改正(2)
- ・Hong Kong:香港の担保制度
- ・アジア経済情報:フィリピン

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課
TEL (852) 2102-5486

直投支援部(日本)
TEL (03) 3596-6810

産業調査部アジア室(在シンガポール)
TEL (65) 6416-0344



免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。